明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（厚生労働六〇）　一
○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六一）　二
○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六二）　三
○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六三）　四
○指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六四）　五
○厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同六五）　六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産三三一）　九
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十八年度第三・四半期予算使用の状況（内閣）　吾
平成二十八年度第三・四半期国庫の状況（同）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・職務上の氏名の使用・記章紛失・指定法の付記・裁決、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

告　示

○厚生労働省告示第六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の1のへの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の48」を「1000分の55」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の1のへの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2のハの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の19」を「1000分の23」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の34」を「1000分の42」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の2のハの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからロまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

別表の6のホの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の22」を「1000分の23」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の40」を「1000分の43」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の6のホの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

別表の7のへの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の7のへの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

別表の8のへの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の59」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の8のへの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数